

令和8年第2回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月27日 午前9時00分～9時18分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (11名)

1 千頭健司・2 川井由紀・3 川田文明・4 岡林秀明・7 矢野公彦・
8 近藤秀幸・9 川村寿一・10 西村尚・11 西村美佐江・
12 仁井田亮一郎・13 和田俊雄

4. 欠席委員 (3名)

5 田岡博之・6 西峰昭江・14 澤田智則

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 非農地証明について

その他

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は5番田岡博之委員、6番西峰昭江委員、14番澤田智則委員の3名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長お願いします。

会長:おはようございます。令和8年第2回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。9番 川村寿一委員、10番西村尚委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、農業委員会が許可をだす権限を持ちます。許可の要件としましては、「取得農地を含むすべてを効率的に耕作すること」「法人は農地所有適格法人に限ること」「取得後の農作業に常時従事すること」「周辺地域の農業との調和」になります。これらを事務局が総会までに審査し、総会にかけ、委員のみなさんにお諮りします。今回は1件の申請がありました。

事務局：【内容説明】

会 長：岡林委員から補足説明はありませんか。

岡林委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第 2 号議案非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局：第 2 号議案 非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により 10 年以上の間 耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は 1 件の申請がありましたので、説明します。

事務局：【内容説明】

会 長：岡林委員から補足説明はありませんか。

岡林委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終了します。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局：農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告します。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。今回 1 件の届出があり、本件はその報告です。

【内容説明】

事務局：4 月からの農業員会総会の開催についてですが、前回の総会で川村委員から金曜日は出席が難しいので曜日を変更できないかという意見がありました。総会は曜日ではなく、毎月 28 日、28 日が休日の場合は前倒しすることになっています。川村委員に話を聞くと開始時間を 30 分遅らせてもらえれば出席できるとのことでしたので、開始時間を少し遅らせる、9 時半または 10 時にするのはどうでしょうか。あるいは、他に希望や提案があればここで 4 月以降のことを協議しておきたいと思います。

川村委員：もう 1 件あります。会議があまりにも早く終わりすぎることがどうかと思います。

事務局：会議自体は採決をするものなので、長さを問うものではありません。採決するときに出欠していただいていないと、後から出席しても採決に参加したことにはなりません。

川村委員：全部終わって一番最後に採決を取るのとは。

事務局：農業委員会は議会と同じです。議会は開会すれば、進行を遅らせるということは通常ありません。農業委員会も同じで開会の時間が決まっており、その時間に人数が揃っていなければ会は開催できませんが、揃っていれば開催します。これまで会が開催できなかったことはありません。

川村委員：町村議会でも体調が悪くなり席を離れることはあるかと思いますが。

会 長：席を離れるのは少しの間で、1～2 時間離れるということはないと思いますので。

川村委員：農業委員会も体の調子等悪く、席を離れること等あると思いますが。最初にいた人数と同じでなければその日の採決に影響があるのでは

西村美佐江委員：過半数の 8 人いれば良いのですから。

岡林委員：農業委員会後の他の用もありますので。

会 長：今回は川村委員から提案がありました 30 分遅らせられないかということについて諮っています。川村委員が検討してほしいということについて、他委員の意見を聞いて、次回からの開催時間について決定したいと思いますが、どうでしょう。

矢野委員：今までどおりの時間で良いですが、9 時開催は少し早いとも思います。

会 長：他に意見はありませんか。

川田委員：早い方が良いが、30 分遅らせる程度なら良いと思います。

会 長：他に意見はありませんか。

西村美佐江委員：9 時に慣れていますが、30 分遅らせる程度なら良いです。

会 長：皆さんからの意見が出ましたが、開催時間は 9 時 30 分からということで良いでしょうか。
次回から 9 時 30 分からの開催ということで賛成の方の挙手を求めます。

会 長：(挙手多数)ありがとうございます。

事務局：近藤委員何か意見がありますか。

近藤委員：仕事の都合上早い方が良いです。

会 長：そのような意見もありますが、今回は川村委員の提案を認めていただきましたので、次回から 9 時 30 分でお願いします。

川井委員：今回は認めますが、私も 28 日は農業委員会の後、会があることがありますので、農業委員会を欠席になることがあるかもしれません。

事務局：1 年間 9 時 30 分開始で行い、都合の悪い委員が多ければ、また意見を出していただき、翌年どのようにするのか考えたいと思います。4 月からは 9 時 30 分開始ということでお願いします。

会 長：次回の農業委員会は 4 月 28 日、火曜日 9 時 30 分からの予定です。

事務局：それでは以上で令和 8 年第 2 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員長

千頭 健司

議事録署名委員

川村 寿一

議事録署名委員

西村 尚